



NCC 日本キリスト教協議会

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-24 振替 00180-4-75788
TEL : 03-6302-1919 FAX : 03-6302-1920
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN

JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN
Phone : 81-3-6302-1919 Fax : 81-3-6302-1920
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

総会議長
吉高 叶
総幹事
大嶋果織

Rev. Kano YOSHITAKA
Moderator
Rev. Kaori OSHIMA
General Secretary

2024年5月16日

内閣総理大臣 岸田文雄様
法務大臣 小泉龍司様

日本キリスト教協議会
総幹事 大嶋果織
在日外国人の人権委員会 委員長 李 明生

私達は「永住資格取り消し法案」の廃案を求めます

現在日本の国会において「永住者」の在留資格を持つ外国籍住民が税や社会保険料を納めない場合等に、永住資格を取り消せるようにする入管難民法の改正案の審議が始まろうとしています。この「永住資格取り消し法案」は、日本において地域社会の一員として生活基盤を築いている外国人住民の「永住者」に対して、重大な不利益をもたらす差別的な法案である、と私達は考えます。

そもそも外国人住民が永住資格を得るには、原則 10 年以上日本に在留し納税義務を果たしている等の条件を満たした上で、長期間にわたる厳格な審査が必要です。またそれはあくまでも「在留資格」の一つであって、定期的な更新が必要であり、取り消しを受ける可能性があるものに過ぎません。それにもかかわらず今回の法案はさらに永住資格を取り消すことの出来る理由として、14 日以内の住居地変更届け出などの入管法に違反した場合、税金・社会保険料を支払わない場合、拘禁刑 1 年以下(執行猶予を含む)が科せられた場合を追加するとしています。

日本が加入済みの国際人権規約(自由権規約・社会権規約)や人種差別撤廃条約においては、外国人住民に、国政参政権を除く基本的な権利を保障することを定めています。そしてとりわけ永住者に対しては、日本人と同等に扱うことを、国連の自由権規約委員会や人種差別撤廃委員会はこれまで繰り返し日本政府に求めています。したがって税金や社会保険料の滞納や、退去強制事由に該当しない軽微な法令違反に対しては、日本国籍者に対するのと同様に、法律に従って督促、差押、行政罰や刑罰といったペナルティを課すことで十分であるはずで、それにもかかわらず外国人であるために在留資格「永住者」を取り消すというのは明確な差別であり、人種差別撤廃条約の第 2 条(締約国の差別撤廃義務)と第 5 条(非差別・法の前の平等)、自由権規約の第 2 条(締約国の差別撤廃義務)と 26 条(非差別・法の前の平等)に違反します。

私達日本キリスト教協議会は、社会の中で弱くされた人々、苦しみにある人々との「いのちの痛み」に共感する生き方を求めていくことを基本姿勢として、「国籍条項」や「在留資格」の違いによって「住民生活権」が奪われることなく「今暮らしている場所がその人のいのちを支える共生社会となること」を願い、長年にわたり「外国人住民基本法」の制定運動に取り組んでいます。私達は、外国籍住民の生活基盤を脅かし、その人権と尊厳を侵害する今回の永住資格取消し制度の導入に強く反対します。

私達は、日本政府が一刻も早く「外国人住民基本法」ならびに「人種差別撤廃基本法」を制定し、外国人が日本社会で共生していくための施策を講じることを求めます。